

「設立趣意書」

戦後民主主義社会になってすでに60有余年が経過しているにも拘らず、中央官庁、政界を始めとして地方自治体に至るまで、身勝手なお手盛り処遇や税金の無駄遣いなどの違法行為があとを絶ちません。本来ならば行政をチェックすべき議会も行政となれあい関係を保ち日和見主義を決め込んでいるのが現状です。なかでも日本における特徴的な点は中央、地方を問わず諸外国に比して議員数が異常に多いこと、官製談合と天下り問題、社保庁の年金保険料の免除問題など構造的な不正が目につくことです。そうした不正が行われない社会を構築することが第一ですが、もし不正が発覚した場合には、市民自らが立ち上がってその不正を正すのが成熟した民主主義社会といえるものです。

そうした不正行為を監視し、追及する組織は全国各地で立ち上がり、活動を展開していますが、私たち大阪狭山市にもこの度「市民オンブズマン・大阪狭山」という同様な組織を立ち上げることといたしました。この組織はいかなる党派的な立場にも立たず、現状を把握し、市民への情報提供、市政その他への提案、情報公開請求、住民監査請求並びに住民訴訟を中心とした市民のための活動を進めます。

本会の活動の趣旨にご賛同され、多くの方々が入会されることを期待します。

「市民オンブズマン・大阪狭山」会則

1. 目的

本会は、行政その他をチェックし、市民のための社会正義を守るために、いかなる党派的な立場にも立たず、市民への情報提供、市政その他への提案、情報公開請求、住民監査請求および住民訴訟を中心にしながら、創意工夫をこらした運動を進めます。

2. 会員ならびに加入資格

- (1) 本会は、本会の活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある人によって構成します。
- (2) 本会の会員は、正会員と賛助会員とし、入会には本会の世話人の紹介を必要とします。

3. 活動内容

本会の活動内容は、会員一人一人の声を大切にしながら、決めていきます。

4. 総会

年1回、6月に開催します。

5. 世話人の会

活動の基本方針を決定する機関として、世話人の会を置きます。又、世話人の会で代表、書記、会計などの担当を決めます。

6. 例会・世話人の会

- (1) 例会を月に1回は開催します。
- (2) 必要に応じて世話人の会を開催します。

7. 事務局

当分の間、大阪狭山市池尻中1-2-10に事務局(電話072-366-1917)を置きます。

8. 会計

- (1) 本会は、年会費および任意の協賛金で運営します。
- (2) 正会員の会費は、年一口 3,000 円、一口以上とします。
尚、年度中の入会は月額 250 円で計算します。
2. 賛助会員の会費は、年一口 1,000 円とします。
3. 協賛金については、随時受け付けます。
- (3) 特別な活動費用については別途臨時に徴収いたします。
- (4) 会計年度は毎年7月から翌年6月までとします。
会計処理内容については、総会の際に報告を受けます。

この会則は、平成18年7月1日から施行します。